

那覇市保健所空調設備保守管理業務委託契約書（案）

那覇市（以下「甲」という。）と_____（以下「乙」という。）との間に、那覇市保健所の空調設備装置の点検及び調整作業業務について、次のとおり委託契約を締結する。

（業務の委託）

第1条 甲は、那覇市保健所空調設備保守管理業務（以下「空調保守管理業務」という。）を乙に委託し、乙はこれを受託する。

2 乙は、法令規則等の定め及びこの契約書並びに「那覇市保健所空調設備保守管理業務委託仕様書」の定めに従い、業務を行わなければならない。

（委託期間）

第2条 本契約の委託期間は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までとする。

（契約金額と支払）

第3条 契約金額は金〇〇〇〇〇円（うち消費税及び地方消費税額金〇〇〇〇〇円）とする。

2 支払いは毎月払いとし、甲は、毎月の履行確認後、乙の適正な請求書を受理した日から起算して30日以内に支払うものとする。

（作業上の義務）

第4条 乙は、作業員の身元、風紀、衛生及び作業規律の維持に関し一切の責任を負うものとする。

2 乙は、甲の許可なく業務の範囲外の場所に作業員を立ち入らせてはならない。

3 乙は、業務作業に際し、甲の執務の妨げにならないよう留意するものとする。

（定期保守並びに報告）

第5条 乙は、保守点検報告書にて、甲に状況報告を行うものとする。

（臨時保守）

第6条 物件に故障を生じた場合、又は、甲が異常と認め点検修理を依頼した場合、乙は、前条にかかわらず速やかにその処置を講ずるものとする。

（損害賠償）

第7条 乙は、乙の作業員が業務中に甲の財産を破損し、又は汚損したときは、その損害を賠償しなければならない。

2 乙は、本契約に違反したことにより甲に損害を与えたときは、その損害を

賠償しなければならない。

3 前2項の規定により賠償すべき損害額は、甲乙協議のうえ定めるものとする。

4 乙は、乙の作業員が業務中に第三者に損害を与えた場合は、その損害を賠償する責めを負うものとする。

(契約の解除)

第8条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

(1) 乙又は乙との間にこの契約に係る物品等の購入契約その他の契約を締結するものが暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)、暴力団員(同条第6号に規定する暴力団員をいう。)又は暴力団関係者に該当すると判明したとき。

(2) 乙が正当な理由無く、この契約の全部又は一部を履行しないとき。

(3) この契約の履行について、乙又はその作業員に不正又は不当な行為があったと甲が認めたとき。

(4) 乙が明らかに本契約を履行することができないと甲が認めたとき。

(5) 乙から契約解除の申出があったとき。

2 乙は、前項第5号の規定により契約の解除を申し出るときは、当該契約を解除しようとする日の60日前までに書面により甲に通知しなければならない。

(損害賠償の申立)

第9条 乙は、前条の規定による契約の解除があった場合は、甲に対し、損害賠償請求をすることはできない。

(契約保証金)

第10条 契約保証金は、那覇市契約規則第30条第1項第9号に基づき免除とする。

(違約金)

第11条 乙は、第2条に規定する委託期間に、第8条に掲げる事由その他、乙の責めに帰する事由により、契約を解除されたときは、契約金額の100分の10に相当する額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)を違約金として甲の指定する期日までに支払わなければならない。

(秘密の保持)

第12条 乙は、本契約の締結並びに実施にあたり知り得た機密事項(甲の職員及び第三者の個人情報を含む)を契約期間中であると契約終了後であるとを問わず、一切他に漏えいしてはならない。特に個人情報に関しては、次の事

項について遵守すること。

- (1) 個人情報の滅失、破損、改ざん、漏えい及び盗用の防止等に関する義務を負う。
- (2) 個人情報の目的外利用及び第三者への提供の禁止
- (3) 個人情報処理の再委託の禁止及び制限
- (4) 個人情報の複写及び複製の禁止
- (5) 個人情報の保護に関する立入検査の受忍義務を負う。
- (6) 個人情報の滅失、破損等の事故に関する報告義務を負う。
- (7) 個人情報の提供資料の返還義務を負う。
- (8) その他市長が必要と認める事項

(契約の費用)

第 13 条 本契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

(信義則)

第 14 条 甲及び乙は信義を重んじ誠実に本契約を履行しなければならない。

(協議)

第 15 条 本契約に定めのない事項、又はこの契約に定める事項について疑義が生じたときは、甲乙双方が誠意を持って協議し、定める。ただし、軽微なものについては、甲の要望に添うものとする。

(管轄裁判所)

第 16 条 本契約に関する紛争については、甲の所在地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

本契約を証するため本書 2 通を作成し、甲及び乙記名押印の上、各自がその
1 通を所持する。

令和 6 年 4 月 日

甲 那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号
那覇市
那覇市長 知念 覚

乙 住所
会社名
代表者名